

令和2年10月19日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（一部改正）」について（通知）

このことについて、令和2年10月15日付で厚生労働省老健局高齢者支援課他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

社会福祉施設等における感染拡大防止の留意点として、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示されていたところですが、このたび、面会や施設への立ち入り、外出にあたっての留意事項などについて改正がされたものです。

については、内容をご確認いただくとともに、併せて、別添の令和2年9月県作成「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」や、令和2年10月厚生労働省老健局作成「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」等も参考としながら、引き続き感染防止対策の徹底を図るようお願いいたします。

【参考】

○県作成「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」

（掲載場所）

【神奈川県ホームページ】

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

○介護現場における感染対策の手引き

○介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）

○感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）

（掲載場所）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai_go_koureisha/taisakumatome_13635.html

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topicid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4857)

在宅サービスグループ 永田 (内線 4824)